

職員／特定職員の介護関連制度

介護休業

要介護者ごとに3回を上限として通算186日まで分割してとることができます。

【職員就業規則第70条】『特定職員就業規則第63条』『介護休業等に関する規程第5条』

- 対象:配偶者、父母、子、配偶者の父母
【兄弟姉妹、祖父母、孫については、職員が同居し、扶養している場合に限る】
- 要介護者とは負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態の者
- 介護休業期間中は無休である

介護部分休業

要介護者ごとに介護部分休業開始日から起算して3年の範囲内において取得日数を問わず取得できます。1日のうち連続した4時間の範囲内【職員就業規則第70条】『特定職員就業規則第63条』【介護休業に関する規程第13条】

- 対象:配偶者、父母、子、配偶者の父母、兄弟姉妹、祖父母、孫
- 勤務しない時間につき給与は減額される